

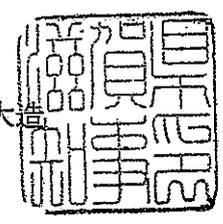


別紙 1

滋 琵 保 再 第 3 3 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について (諮問)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律 (平成 27 年法律第 75 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県では琵琶湖保全再生施策に関する計画 (以下「琵琶湖保全再生計画」という。) を策定することとしています。

つきましては、琵琶湖保全再生計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

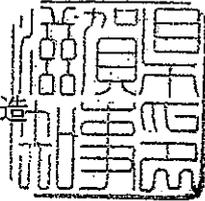


滋 琵 政 第 2 0 8 号

平成 28 年(2016 年)6 月 2 日

滋賀県環境審議会会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



第 7 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について (諮問)

湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 4 条第 1 項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和 61 年度に第 1 期計画を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、平成 23 年度に策定した第 6 期計画は、平成 27 年度をもって計画期間の満了を迎えました。これに伴い、今年度に第 6 期計画の評価をふまえ、第 7 期計画の策定を行うこととしています。

つきましては、第 7 期計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

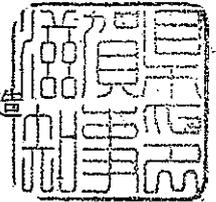




滋 生 多 第 1 0 5 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



第 12 次鳥獣保護管理事業計画の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の法律第 4 条第 1 項の規定に基づき  
標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 4 項の規定に基づき、貴審議  
会の意見を伺います。

# 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

自然環境保全課生物多様性戦略推進室

## 1. 計画の概要

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき都道府県が策定するものである。

当計画は、鳥獣の保護および管理を目的としたもので、環境大臣が定める基本指針に即した形で、地域の特性に合わせて計画を策定する。

### ○現計画（第11次鳥獣保護管理事業計画）の主な内容

1. 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項
2. 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項
3. 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
4. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項
5. 第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
6. 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
7. 鳥獣の保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
8. 傷病鳥獣への対応、感染症への対応事項、鳥獣の保護および管理についての普及 など

## 2. これまでの経過

第9次鳥獣保護管理事業計画期間	平成14年4月1日～平成19年3月31日
第10次鳥獣保護管理事業計画期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
現計画期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
次期計画期間（5年間）	平成29年4月1日～平成34年3月31日

## 3. 計画策定スケジュール（予定）

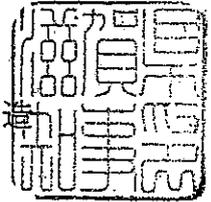
時 期	概 要
平成28年6月	環境審議会への諮問、第1回自然環境部会（概要説明）
平成28年6月	担当者会議（市町、事務所、関係団体向け）
平成28年7月	市町等への計画に係る意見照会
平成28年9月	担当者会議（国の指針を受けての協議、市町、事務所、関係団体向け）
平成28年10月	第2回自然環境部会（素案について）
平成28年11月	第3回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
平成28年11月	県計画（素案）策定
平成28年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
平成29年2月	県計画（案）策定
平成29年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。

滋 鳥 獣 第 5 5 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 (第 3 次) の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の法律第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

# 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）について

自然環境保全課鳥獣対策室

## 1. 計画の概要

ニホンジカによる農林業被害が増大し、農作物や造林木等に深刻な影響を及ぼしていることに加え、森林における植生の衰退等生物多様性に及ぼす影響が顕著となってきた。このため、農林業被害の軽減を図り、森林生態系の衰退を防止し、ニホンジカの健全な個体群の安定的維持を図ることを目的として、生息数や被害状況を的確に把握しつつ、個体数管理および被害防除の実施を図る。

### 【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

## 2. これまでの経過

第1次特定計画期間 平成17年11月15日～平成24年3月31日  
 計画第1期： 平成17年11月15日～平成20年3月31日  
 （第9次鳥獣保護事業計画の残り期間）  
 計画第2期： 平成20年4月1日～平成24年3月31日  
 （第10次鳥獣保護事業計画の期間）  
 第2次特定計画期間 平成24年4月1日～平成27年5月28日  
 現計画期間 平成27年5月29日～平成29年3月31日  
 次期計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

## 3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
平成28年6月	環境審議会への諮問、第1回自然環境部会（概要説明）
平成28年7月	第1回ニホンジカ保護管理検討会
平成28年9月	第2回ニホンジカ保護管理検討会
平成28年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会
平成28年9月	関係機関協議（市町、近隣府県等向け）
平成28年10月	第2回自然環境部会（素案について）
平成28年11月	第3回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
平成28年11月	県計画（素案）策定
平成28年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
平成29年2月	県計画（案）策定
平成29年3月	計画の策定・公表

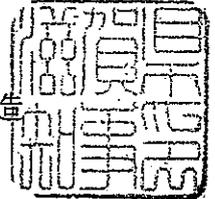
※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。



滋 鳥 獣 第 5 6 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 (第2次) の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の法律第7条の2第1項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

# 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の策定について

自然環境保全課鳥獣対策室

## 1. 計画の概要

農山林部を中心にイノシシによる農林業被害が増大し、農産物等に深刻な影響を及ぼしている。このため、農林被害を引き起こすイノシシに関して、個体数調整、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施し、適切な施策によって棲み分けを行うことを基本的な方向性とする。

### 【第二種特定鳥獣管理計画】

第二種特定鳥獣管理計画は鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める。任意計画であり、鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

## 2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成24年11月15日 ～ 平成29年3月31日
現計画期間	平成27年5月29日 ～ 平成29年3月31日
次期計画期間（5年間）	平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日

## 3. 計画策定スケジュール（予定）

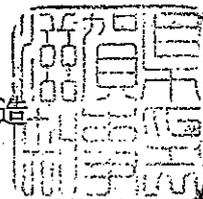
時 期	概 要
平成28年6月	環境審議会への諮問、第1回自然環境部会（概要説明）
平成28年7月	第1回イノシシ保護管理検討会
平成28年9月	第2回イノシシ保護管理検討会
平成28年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会
平成28年9月	関係機関協議（市町、近隣府県等向け）
平成28年10月	第2回自然環境部会（素案について）
平成28年11月	第3回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
平成28年11月	県計画（素案）策定
平成28年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
平成29年2月	県計画（案）策定
平成29年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。

滋 生 多 第 1 0 4 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



指定外来種の指定の解除について (諮問)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 27 条第 2 項の規定に基づき下記の指定外来種の指定を解除したいと考えますので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

指定解除対象種・・・オオタナゴ、ヨーロッパオオナマズ

**「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく  
「指定外来種」の指定の解除について**

**1. 指定外来種の現状**

「指定外来種」は、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第27条で規定され、現在、計16種類が指定されている。外来生物法の規定する特定外来生物は、指定外来種の対象とはならない。

<第27条> 知事は、県内にその本来の生息地または生育地を有する野生動植物の種とその性質が異なることにより、県内において生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物が属する種を除く。）を指定外来種として指定することができる。

<指定外来種に対する規制内容>

飼養等の届出（第28条） 飼養における適切な取扱い（施設の構造と点検）（第29条）

放つことの禁止（第31条） 販売に当たっての説明（販売業者）（第32条）

<指定外来種16種類> （下線は、外来生物法の特定外来生物に指定される予定の種類）

ほ乳類（1種） ハクビシン は虫類（1種） ワニガメ  
魚類（8種類） ガー科魚類 タイリクバラタナゴ オオタナゴ ヨーロッパオオナマズ  
ピラニア類 ブラウントラウト カワマス オヤニラミ  
甲殻類（2種） フロリダマミズヨコエビ オオミジンコ  
貝類（2種） スクミリンゴガイ コモチカワツボ  
植物（2種） イチビ ワルナスビ

計16種類

**2. 環境省における特定外来生物の新たな指定**

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（別紙資料参照）に基づき、平成28年7月頃に新たに指定され、平成28年9月頃に規制が開始されることになっている。

<特定外来生物に対する規制内容>

飼養等の許可（第5条） 飼養における適切な取扱い（施設の構造と点検）（第5条）

輸入の禁止（第7条） 譲渡等の禁止（第8条） 放つことの禁止（第9条）

<新たに指定される特定外来生物21種類>

（下線は、滋賀県の指定外来種に指定されている種類）

は虫類（2種） ハカメ スウィンホーキボリカガ  
両生類（4種） ジョストンコヤガエル オンツガエル アジアジムケリガエル ハリケロビカガエル  
魚類（11種類） ブラウンハット フラットハット キョウトフィッシュ ホワイトパーチ ラッパ ラウンドゴビー  
ヨーロッパナマズ パイカ科 カンブリアホブローキ ナイパーチ オオタナゴ  
コウライギギ ※ガー科については、平成30年2月に指定の予定  
植物（4種） ビーチグラス ツルヒヨドリ（コナツルギク） ナガエモウセンゴケ エフクダシキ

**3. 指定外来種の指定の解除について（オオタナゴ、ヨーロッパオオナマズ）**

- ・特定外来生物に指定された場合、指定外来種よりも強い規制が発生する。二重規制を避けるために、より弱い規制となる指定外来種の指定は解除する必要がある。
- ・今年7月に新たに特定外来生物に指定されることになったオオタナゴとヨーロッパナマズ（ヨーロッパオオナマズ）については、外来生物法に基づく規制が開始される9月に指定外来種の指定を解除することとしたい。
- ・ガー科魚類については、平成30年2月の指定見通しであり、そのタイミングで同様に指定外来種の指定解除をする予定。

※特定外来生物指定後は、飼養の許可申請を国に提出する必要がある。特定外来生物の新規指定に際しては、従来指定時に飼養されていた個体に限り厳重な施設内で飼育の継続が可能とされている。

## 〈参考資料〉

### 1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

### 2. 指定を解除する指定外来種の写真（オオタナゴ、ヨーロッパオオナマズ）



オオタナゴ



ヨーロッパオオナマズ



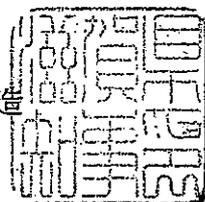


滋 生 多 第 1 0 6 号  
平成 28 年 (2016 年) 6 月 2 日

滋賀県環境審議会  
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事

三日月 大造



県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、標記の再指定をしたいと考えますので、同条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

## 県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

### ①諮問の法的根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項の規定により、知事が特別保護地区を再指定する場合には、第 4 条第 4 項を準用して、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないとされている。

### ②スケジュール

H28.6.2	環境審議会総会にて諮問
H28.6.22 (予定)	利害関係者の意見を聞く場として公聴会の開催
H28.6.28	環境審議会自然保護部会において審議→答申
H28.8 頃	指定告示 (県公報掲載)

### ③鳥獣保護区および同特別保護地区の概要

- ◆鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を指定。
- ◆鳥獣保護管理事業計画の基準により、森林鳥獣生息地、集団繁殖地、身近な鳥獣生息地等に分類される。
- ◆保護区内では狩猟による鳥獣の捕獲は禁止されている。(有害捕獲は禁止されない。)
- ◆保護区の中で鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要と認められる地域を特別保護地区として指定。
- ◆特別保護地区内では、埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に支障を及ぼす行為は、許可を受けなければならない。
- ◆現在、鳥獣保護区を 46 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定。
- ◆指定期間は 10 年間で、平成 28 年度は鳥獣保護区の更新箇所が 4 箇所あり、特別保護地区の再指定は 1 箇所ある。

### ④犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の概要

場 所	滋賀県犬上郡多賀町大字萱原地先
面 積	40 ha (保護区 825 ha の内数)
存続期間	H18.11.15～H28.11.14
再指定期間	H28.11.15～H38.11.14 (予定)
初回指定日	S61.11.15

### ⑤位置図 別紙のとおり

